

大分県報

令和六年
号外（四一）
三月三十一日

（日曜日）

目次

条 例

大分県税条例等の一部改正

○条 例

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第二十八号

大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第一項」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

附則第七条の二の三の次に次の一条を加える。

（法附則第五条の八の規定の適用がある場合における寄附金税額控除の控除上限額）

第七条の二の四 法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がある場合における第二十五条の三第二項及び附則第七条の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

附則第二十條第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

令和六年三月三十一日

大分県報号外（条例）

一

附則第二十條の二第一項及び第二十二條の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十四條第一項及び第二項並びに第二十五條第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の不均一課税及び徴収の特例に関する条例の一部改正）

第二条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の不均一課税及び徴収の特例に関する条例（昭和二十七年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条中「より、」の下に「普通徴収又は」を加え、同条に次の六項を加える。

2 前項の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならぬ。

3 知事が第一項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、毎年五月中（賦課期日後に種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該種別割の納税義務の発生した月の翌月中）に、種別割の納税義務者に別記第一号様式の証紙をもつて当該種別割を払い込ませなければならない。この場合において、知事は、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、種別割の納税義務者から証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後別記第二号様式の納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

4 前項前段の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

5 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車について地方税法第七十七條の十第一項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

6 知事が前項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、種別割の納税義務者が新規登録の申請をしたときに、納税義務者に別記第一号様式の証紙をもつて当該種別割を払い込ませなければならない。この場合において、知事は、大分県条例第六十條の十一第一項の規定により提出すべき申告書に、種別割の納税義務者から証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後別記第二号様式の納税済印を押

すことにより、証紙に代えることができる。

7 前項前段の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（自動車税の徴収金の納付の方法に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例第十五条第一項に規定する納税者又は特別徴収義務者は、同項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により知事が収納に関する事務を行わせることとした者に納付することができる。